

企業・団体の皆様へ

民生委員、児童委員、主任児童委員活動へのご理解とご協力をお願い

民生委員、児童委員、主任児童委員（以下、委員）は、地域住民の身近な相談相手として、困りごとへの気づきや、関係機関等へのつなぎ、地域での見守りなどを行うボランティアです。

その立場は、「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣から委嘱されます。社会奉仕の精神、基本的人権の尊重、政治的中立の3つの基本姿勢をとり、自主性、奉仕性、地域性の基本的性格のもと、住民性、継続性、包括・総合性を原則として活動しています。

具体的には、全ての委員が地区の民生委員児童委員協議会に属し、定例会や研修会を開催して知識の習得やスキルアップを図りながら、高齢者宅への訪問活動や子どもたちの登下校見守り、地域の居場所づくりなど、行政や社会福祉協議会などの関係機関と連携・協働した様々な活動により地域福祉を推進しています。

国において地域共生社会の実現が目指され、委員の重要性が大きくなる中、すべての地域で委員が継続した活動ができるよう、県及び民生委員児童委員協議会では、働きながら委員として活動するための取り組みを進めています。

勤め先の企業・団体の皆様におかれましても、委員の役割と活動の重要性についてご理解いただき、ご所属の職員の皆様が委員として活動できる環境づくりにご協力くださるようお願い申し上げます。

宮 崎 県
知 事 河野 俊嗣

宮崎県民生委員児童委員協議会
会 長 長田 一郎

民生委員、児童委員、
主任児童委員について
の詳細は各ホームページ
をご覧ください

